

くらしのサポーター

徳島県消費者情報センター

通信

2022
5月号

No.187

高齢者の自宅の売却トラブルに注意

- 自宅の売却契約はクーリング・オフできません！

内容をよくわからないまま、安易に契約しないでくださいー

全国の消費生活センター等に、「強引に勧誘され、安価で自宅を売却する契約をしてしまった」「解約したいと申し出たら違約金を請求された」「自宅を売却し、家賃を払ってそのまま自宅に住み続けることができるといわれ契約したが、解約したい」といった、自宅の売却に関する相談が寄せられています。消費者が所有する自宅を不動産業者に売却した場合、クーリング・オフはできません。契約の内容をよく理解しないまま、安易に売却の契約をしてしまうと、特に高齢者の場合、住む場所が見つからなかったり、解約の際に違約金を支払うことで生活資金が少なくなったりするなど、今後の生活に大きな影響が生じる可能性がありますのでご注意ください。

<相談事例>

一人暮らしの自宅に突然、不動産業者が2人で訪ねて来た。住んでいるマンションを売らないかと勧められ、とにかく売れ売れと夜9時半まで居座られた。翌日も2人で訪ねてきて朝10時から夜7時頃まで居座られた。「マンションを売ったら入所できる施設は探してあげる」と言われ、新型コロナウイルスの感染状況等で気が弱くなっていたこともあり、結局売ることになってしまった。何か書面に署名押印したが、業者からは会社案内のパンフレットしかもらっていない。買い手が待っているとされたが、契約をなかったことにしてほしい。



消費者庁イラスト集

<相談事例からみた問題点>

- ・ 迷惑な勧誘、長時間の勧誘や嘘の説明によって消費者が望まない契約をしてしまう
- ・ 契約内容等について消費者の理解が不十分なまま契約してしまう
- ・ 判断能力が低下している消費者が契約し、後になって家族等が気づき、トラブルになる
- ・ 契約内容によっては、売却後に住宅の修理等の費用負担を求められることがある



<消費者へのアドバイス>

- ・ 自宅を不動産業者に売却した場合、クーリング・オフはできません
- ・ よくわからないことや納得できないことがあったら、解決するまで契約はしない
- ・ 勧誘が迷惑だと思ったらきっぱりと断り、今後勧誘しないように伝えましょう

【国民生活センター】

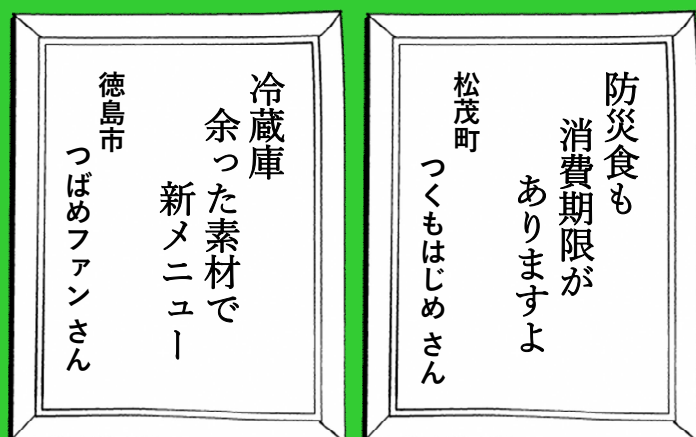
困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や

188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

くらサポ川柳



クレジットカードの使い方を考えよう！

クレジットカードはキャッシュレスで決済が可能なツールの一つです。便利な反面、支払方法を確認せずに使用すると想定外の手数料を請求されることや、利用明細を確認しないと支払残高が高額になっていることに気付かないことがあります。現金がなくても買い物ができるのは、消費者が約束通りに支払ってくれることを「信用」してクレジット会社が代金を立て替えているからです。支払いを延滞すると個人情報情報機関に記録が残り、将来不利益を被るおそれがあります。

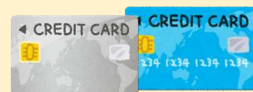
【事例1】 成人すると簡単にインターネットでクレジットカードが作れるようになったので、クレジットカードを作ったが、限度額いっぱいまで買い物をしてしまい、支払いができなくなってしまった。そのまま放置していたら督促状が届き、その返済のために借金をして返済不能になった。どうすればいいのか。
(20歳代 女性)



【事例2】 大学で使うパソコン購入のために作ったクレジットカードの利用明細を、1年以上経過した最近になって確認したら、支払残高が約30万円もあることに気付いた。割引サービスのあるリボ払いを選択していたが、こんなに高額になっているとは思わず、どうすればいいのか。
(20歳代 男性)

トラブル防止のポイント

- 延滞に注意！利用の際には、支払計画を立てて利用しましょう。
- 手数料が発生する分割払い、リボ払いに注意しましょう！
- カードの管理は適切に。利用明細は必ず確認しましょう！
- 悪質事業者から「クレジットカードで支払えばよい」とそそのかされても応じないで下さい！



【国民生活センター】

《コラム》ご存じですか 公益通報者保護制度 ～県消費者法務相談員：中川まな美（弁護士）～

みなさんは、公益通報者保護制度をご存じですか？

これは、会社の従業員等が会社の不祥事を告発した場合に、その従業員が解雇されたり、降格させられるなど、不利益を受けないように保護する制度です。

数年前、企業による食品偽装や製品の事故隠しなどが社会問題になることがありました。こういった企業不祥事は、従業員や取引先等による内部告発から明らかになることが少なくありません。そして、企業不祥事が明らかになり、正しい経済活動が行われるようになることは、消費者のためにも、その企業にとってもよいことです。そこで、内部告発をした人を保護するため、公益通報者保護法という法律が公益通報者保護制度を定めているのです。

公益通報ができるのは、「労働者」です。これには、正社員や派遣労働者、アルバイト、パートタイマーのほか、取引先の社員やアルバイトも含まれます。

通報できる内容は、犯罪行為や最終的に刑罰につながる行為です。例えば、企業内の誰かがお金を横領しているとか、無許可で産業廃棄物の処分をしているとか、従業員に違法な労働をさせているというような場合があります。

通報先は、大企業であれば、企業内部に相談窓口がある場合があります。もし、こういった窓口等に通報することに抵抗を感じるとか、企業内部に相談窓口自体がないという場合は、通報対象事実に関連する行政機関に直接通報することもできます。

通報を受けた者は、通報者を保護するため、通報者の秘密を守ります。

このような通報をすることによって、企業の自浄作用が働いたり、行政機関による調査、指導等が行われ、違法行為が是正されることが期待できます。

徳島県の場合は、徳島県消費者情報センターが公益通報を広く受け付ける窓口になっています。企業の不祥事等について、徳島県消費者情報センターに通報があれば、担当の行政機関をご案内したり、担当の行政機関に引き継ぎをするなどします。

公益通報者保護制度は、まだ一般的に広く認知されているとは言えません。もし、みなさんが周りの人から「勤務先の会社で違法なことが行われている」というような話を聞いた場合には、この制度や、徳島県消費者情報センターが通報の窓口になっていることを教えてあげてくださいね。

(公益通報専用ダイヤル ☎088-624-2424)

「2022消費者まつり」を開催しました！

5月28日（土）に、ときわプラザ（徳島市）で「2022消費者まつり」を開催しました。

「消費者まつり」は、5月の「消費者月間」、また「消費者市民社会推進期間」（5月第2土曜日から15日間）に合わせて、例年開催しているものです。

第1部は、消費者支援功労者表彰をはじめ各種表彰、すだちくんへの「消費者教育推進大使」への委嘱式のあと、川島町消費者協会、那賀高等学校による消費者宣言が行われました。

第2部では、4月1日から成年年齢が引下げられたことから、若者も被害に遭いやすいインターネット犯罪被害をテーマにした講演会と「お楽しみ消費者クイズ」が行われました。

また、展示コーナーでは、市町村消費者協会による日頃の活動紹介や、県内大学による食品ロス削減やエシカル活動などの取組紹介、即売ブースでは県内高等学校、農業大学校、市町村消費者協会による特産品やお菓子、野菜、手芸作品等の販売が行われました。新型コロナウイルス感染症対策として事前申込制ではありましたが、以前のようにぎわいが、少し取り戻せた1日となりました。

表彰式



- 消費者支援功労者表彰 ベスト消費者サポーター一章
新見 千津子
- とくしまエシカルアワード表彰
有限会社ウト・ワーク
- 徳島県消費者志向経営推進事業者表彰
喜多機械産業株式会社
- くらしのサポーター活動功労者表彰
矢部 邦昭、志摩 裕子
- 消費生活コーディネーター活動功労者表彰
阿部 千明
(敬称略)

消費者教育推進大使 委嘱式



▲「すだちくん」が消費者教育推進大使に委嘱されました。

消費者宣言



▲川島町消費者協会
「エシカル消費について」



▲那賀高等学校
「世界へ・未来へ・つなげようエシカル消費
～那賀から広がる
サスティナブルファッション～」

講演



▲藪内祥司氏
「ネット犯罪に遭わない
ために～知っていますか？
成年年齢の引下げ～」

展示・販売ブース



くらしのサポーター活動功労者表彰

くらしのサポーター活動功労者として、飯泉知事から2名の方に表彰状が授与されました。今後とも、消費者啓発に御協力をよろしくお願いいたします。



▲上から矢部邦昭様、志摩裕子様



▲表彰を受けた皆様と一緒に

くらしのコラム

むずかしいことをやさしく、
やさしいことをふかく
～分野の違う人の言葉～

一度は聞くか読んだ言葉に「むずかしいことをやさしく、やさしいことをふかく、ふかいことをおもしろく、おもしろいことをまじめに、まじめなことをゆかいに、そしてゆかいなことはあくまでゆかいに」がある。井上ひさしの言葉と言われる。

徳島県出身の有名な東大教授・吉田耕作がある研究会で質問したのが「あなたの話は具体的なのでわかりにくい。もっと抽象的に話してください」と言われたと言われる。普通なら「抽象的で分かり難い。もっと具体的に話してください」と質問するように思うのである。

だらだらと分かり切ったことを述べるよりも的を射た一言が分かりやすいことがしばしばあるものだ。二つの言葉には含蓄がある。

くらしのサポーター 三原茂雄

絵てがみ



くらしのサポーター 福谷洋介

くらしのサポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や 活動報告など、掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 📠 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

